

改正

平成5年7月30日規則第16号
平成5年9月24日規則第19号
平成6年8月1日規則第16号
平成6年9月30日規則第19号
平成7年7月31日規則第18号
平成8年9月6日規則第11号
平成8年9月30日規則第13号
平成9年6月30日規則第21号
平成9年8月6日規則第30号
平成9年8月26日規則第31号
平成9年9月29日規則第38号
平成10年7月9日規則第27号
平成10年7月30日規則第30号
平成10年12月21日規則第38号
平成11年3月23日規則第9号
平成11年8月25日規則第23号
平成12年12月26日規則第49号
平成13年12月5日規則第32号
平成15年3月20日規則第9号
平成15年7月22日規則第31号
平成18年3月28日規則第4号
平成19年7月27日規則第44号
平成20年3月28日規則第20号
平成21年9月29日規則第24号
平成22年9月28日規則第31号
平成24年6月27日規則第12号
平成26年1月24日規則第2号

平成26年9月30日規則第27号

平成27年12月25日規則第44号

平成28年3月30日規則第28号

平成29年12月28日規則第29号

平成30年11月26日規則第17号

令和2年6月29日規則第39号

令和3年12月9日規則第34号

令和3年12月17日規則第36号

令和4年9月27日規則第30号

蓮田市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、蓮田市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成4年蓮田市条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(条例第2条第1項の規則で定める程度の障害の状態)

第3条 条例第2条第1項に規定する規則で定める程度の障害の状態は、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「令」という。）別表第1に定める程度の障害の状態とする。

(条例第2条第2項の規則で定める児童の状態)

第4条 条例第2条第2項に規定する規則で定める児童の状態は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 児童の父又は母（次条に定める程度の障害の状態にある者を除く。）と生計を同じくしているとき。
- (2) 父又は母の配偶者（次条に定める程度の障害の状態にある者を除く。）に養育されているとき。

(条例第2条第2項第3号の規則で定める程度の障害の状態)

第5条 条例第2条第2項第3号に規定する規則で定める程度の障害の状態は、令別表第2に定める程度の障害の状態とする。

(条例第2条第2項第5号の規則で定める児童)

第6条 条例第2条第2項第5号に規定する規則で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する

児童とする。

- (1) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- (2) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童
- (3) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (4) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- (5) 前号に該当するかどうか明らかでない児童
（条例第3条第3項第3号の規則で定める施設）

第7条 条例第3条第3項第3号に規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設（通所により利用する施設を除く。）とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設（母子生活支援施設を除く。）
- (2) 前号に掲げる施設のほか、対象者又は対象者に係る医療保険各法による世帯主若しくは被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額を、国又は地方公共団体において負担している施設
（条例第3条第3項第5号の規則で定める医療費助成事業）

第8条 条例第3条第3項第5号に規定する規則で定める他の医療費助成事業は、蓮田市重度心身障害者医療費助成条例（昭和58年蓮田市条例第10号）の規定による医療費助成事業とする。

（条例第4条第1項の規則で定める額）

第9条 条例第4条第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる児童の養育者を除くひとり親等にあつては別表第1、次の各号に掲げる児童の養育者にあつては別表第2のとおりとする。

- (1) 条例第2条第2項第2号又は第4号に該当する児童であつて、かつ、父又は母がないもの
- (2) 第6条第3号に該当する児童であつて、かつ、父又は母がないもの
- (3) 父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (4) 第6条第4号に該当する児童であつて、母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの
- (5) 第6条第5号に該当する児童

2 条例第4条第1項第2号に規定する規則で定める額は、別表第3のとおりとする。

(条例第4条第1項の所得の範囲)

第10条 条例第4条第1項に規定する所得の範囲は、申請日の前年の所得（1月から6月までに申請するものについては、申請日の前々年の所得。条例第8条第2項の規定により申請する場合は対象となる年の前々年の所得。以下同じ。）のうち、次の各号に掲げる所得とする。

- (1) 地方税法（昭和25年法律第226号）第4条第2項第1号に掲げる道府県民税（都が同法第1条第2項の規定によって課する同法第4条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第31条の9第1項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金（以下「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」という。）に係るものを除く。）
- (2) 条例第3条第1項第1号に規定する母の場合にあってはその監護する児童の父から、同号に規定する父の場合にあってはその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童の母から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得（当該児童の世話その他の役務の提供を内容とするものを除く。以下「養育費所得」という。）
- (3) 条例第3条第1項第1号に規定する児童が、同号に規定する母の場合にあってはその監護する父から、同号に規定する父の場合にあってはその監護し、生計を同じくする児童の母から受ける養育費所得は、前号で規定する父又は母の所得とみなす。

(条例第4条第1項の所得の額の計算方法)

第11条 条例第4条第1項に規定する所得の額は、その年の4月1日の属する年度（以下「当該年度」という。）分の道府県民税に係る地方税法第32条第1項に規定する総所得金額（母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等に係るものを除き、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た金額（当該金額が0を下回る場合には、0とする。）と同項第2号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第1項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。）、退職所得金額及び山林所得金額、地方税法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用によ

り同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2の2第4項に規定する条約適用利子等の額及び同条第6項に規定する条約適用配当等の額並びに養育費所得の金額の100分の80に相当する金額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)の合計額から8万円を控除した金額とする。

2 次の各号に掲げる者については、当該各号に定める額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

- (1) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第1号、第2号、第4号又は第10号の2に規定する控除を受けた者 当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額
- (2) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第6号に規定する控除を受けた者 その控除の対象となった障害者1人につき27万円(当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、40万円)
- (3) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第8号に規定する控除を受けた者(母を除く。) 27万円
- (4) 当該年度の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第8号の2に規定する控除を受けた者(母及び父を除く。) 35万円
- (5) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第9号に規定する控除を受けた者 27万円
- (6) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法附則第6条第1項に規定する免除を受けた者 当該免除に係る所得の額
(条例第4条第2項の規則で定める特例)

第12条 条例第4条第2項に規定する規則で定める特例は、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する同一生計配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者がある場合、その損害を受けた日から翌年の12月31日までの条例第6条に規定するひとり親家庭等医療費（以下この条において「ひとり親家庭等医療費」という。）の助成については、その損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得に関しては、条例第4条第1項の規定を適用しないものとする。

2 前項の規定の適用により同項に規定する期間に係るひとり親家庭等医療費が助成された場合において、次の各号に該当するときは、その助成を受けた者は、それぞれ当該各号に規定する医療費で同項に規定する期間に係る金額を市長に返還しなければならない。

(1) 当該被災者（条例第4条第1項第1号に規定するひとり親等のうち第9条第1項各号に掲げる児童の養育者を除く。以下この号において同じ。）の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、別表第1で定める額以上であるとき 当該被災により助成されたひとり親家庭等医療費

(2) 当該被災者（条例第4条第1項第1号に規定するひとり親等のうち第9条第1項各号に掲げる児童の養育者に限る。以下この号において同じ。）の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、別表第2で定める額以上であるとき 当該被災により助成されたひとり親家庭等医療費

(3) 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、別表第3で定める額以上であるとき 前2号の規定により助成されたひとり親家庭等医療費

（条例第5条の受給者証の交付申請等）

第13条 条例第5条第1項の規定による申請は、様式第1号のひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書（現況届）（以下「交付申請書（現況届）」という。）に条例第3条第1項の対象者及び条例第4条の配偶者又は扶養親族に係る次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 医療保険各法による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることを証する書類

- (2) 様式第2号のひとり親家庭等認定調書
 - (3) 児童の戸籍の謄本又は抄本（申請者が養育者の場合は、児童の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本）
 - (4) 世帯全員の住民票の写し
 - (5) 前年の所得の状況を証する書類（1月から6月までに申請する者にあつては、前々年の所得の状況を証する書類）
 - (6) 様式第3号の養育費申告書
 - (7) 個人番号が記載されている公的書類
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者（児童扶養手当全部支給停止者を含む。以下「児童扶養手当受給者」という。）が、児童扶養手当証書又は児童扶養手当支給停止通知書を提示するときは、前項第2号から第6号までの書類の添付を省略することができる。
- 3 市長は、条例第5条第1項の規定により申請があつた場合において、対象者と決定したときは、受給者証を交付するものとする。
- 4 条例第5条第1項に規定する受給者証は、様式第4号によるものとする。
- 5 市長は、受給者証を交付したときは、交付申請書（現況届）を台帳として保管するものとする。
- 6 条例第5条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める通知書により行うものとする。
- (1) 条例第3条の規定により対象者としめない場合 様式第5号のひとり親家庭等医療費受給者証交付申請却下決定通知書
 - (2) 条例第3条の規定により対象者とするが、条例第4条第1項の規定により対象者としめない場合 様式第6号のひとり親家庭等医療費助成停止通知書（第20条第1項において「助成停止通知書」という。）
- （受給者証の有効期間）
- 第14条** 受給者証の有効期間は、申請日又は更新日からそれ以後最初の12月31日又は受給資格消滅日のうち早いほうの日までとし、1月1日に更新する。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する日を申請日とみなす。
- (1) 対象者に異動があつた後15日以内（当該期間が経過するまでの間に災害その他やむを得な

い理由が生じた場合は、当該理由がやんだ後15日以内)に条例第5条第1項の申請をしたとき
異動があった日

(2) 対象者が他市町村(特別区を含む。)から転入後15日以内(当該期間が経過するまでの間に災害その他やむを得ない理由が生じた場合は、当該理由がやんだ後15日以内)に条例第5条第1項の申請をしたとき 転入日

(3) 前2号に掲げるもののほか、対象者が災害その他やむを得ない理由により条例第5条第1項の申請をすることができなかつた場合で当該理由の消滅後15日以内にその申請をしたとき
当該理由により当該申請をすることができなくなつた日

(受給者証の返還)

第15条 受給者は、その資格を喪失したときは、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。

(受給者証の再交付)

第16条 受給者は、受給者証を破り、汚し又は失つたときは、様式第7号のひとり親家庭等医療費受給者証再交付申請書により市長に受給者証の再交付を申請することができる。

2 受給者証を破り、又は汚したときの前項の規定による申請には、その受給者証を添えなければならない。

3 受給者は、受給者証の再交付を受けた後において、失つた受給者証を発見したときは、速やかに発見した受給者証を市長に返還しなければならない。

(条例第7条の助成の方法)

第17条 条例第7条第1項の規定による医療費の助成を受けようとする受給者は、医療機関等に受給者証を提示し、ひとり親家庭等医療費の支払つた額について、様式第8号のひとり親家庭等医療費助成申請書により市長に申請しなければならない。

2 条例第7条第2項に規定する支払の請求は、様式第8号の2のひとり親家庭等医療費申請書を市長に提出することにより行うものとする。ただし、同条第4項の規定により当該支払の額の審査及び当該支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金埼玉支部又は埼玉県国民健康保険団体連合会に委託しているときは、この限りでない。

(助成決定の通知)

第18条 市長は、前条の規定による申請の内容を審査し、当該申請に係るひとり親家庭等医療費の額を決定したときは、様式第9号のひとり親家庭等医療費助成台帳に記載し、様式第10号のひとり親家庭等医療費助成決定通知書により申請者に通知するものとする。

(条例第8条の規則で定める届出)

第19条 条例第8条第1項の規則で定める届出は、様式第11号のひとり親家庭等医療費受給資格変更(消滅)届に受給者証及び申請事項の変更の事実を証することができる書類を添えて行わなければならない。

2 条例第8条第2項に規定する届出は、交付申請書(現況届)に第13条第1項第2号、第4号及び第5号(未届出がある場合は未届出年全ての所得を含む。)に掲げる書類を添えて、毎年8月1日から12月26日までに行わなければならない。ただし、児童扶養手当受給者については、届出を省略することができる。

(受給者証の更新、助成停止の通知等)

第20条 市長は、前条の規定により届出を受理した場合(前条第2項ただし書の規定により届出を省略した場合を含む。)において、条例第4条第1項の規定に該当しないと決定したときは受給者証を交付し、同項の規定に該当すると決定したときは助成停止通知書により通知するものとする。

2 市長は、受給者が条例第3条の資格要件に該当しなくなったと認めたときは、様式第12号のひとり親家庭等医療費受給資格消滅通知書により当該受給者であったものに通知する。ただし、受給者が死亡した場合は、この限りでない。

(添付書類の省略)

第21条 市長は、この規則により申請書又は変更届若しくは現況届に添付する書類により証明する事項を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

附 則

この規則は、平成5年1月1日から施行する。

附 則(平成5年7月30日規則第16号)

この規則は、平成5年8月1日から施行する。

附 則(平成5年9月24日規則第19号)

この規則は、平成6年1月1日から施行する。

附 則(平成6年8月1日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年9月30日規則第19号)

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則(平成7年7月31日規則第18号)

この規則は、平成7年8月1日から施行する。

附 則（平成8年9月6日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行し、平成8年8月1日から適用する。

附 則（平成8年9月30日規則第13号）

この規則は、平成8年10月1日から施行する。

附 則（平成9年6月30日規則第21号）

この規則は、平成9年7月1日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成9年8月6日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行し、平成9年8月1日から適用する。

附 則（平成9年8月26日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成9年9月29日規則第38号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の規定は、平成9年9月1日以後の診療に係る医療費の申請から適用し、同日前の診療に係る医療費の申請については、なお従前の例による。

附 則（平成10年7月9日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行し、平成10年1月1日から適用する。

附 則（平成10年7月30日規則第30号）

この規則は、平成10年8月1日から施行する。

附 則（平成10年12月21日規則第38号）

この規則は、平成11年1月1日から施行する。

附 則（平成11年3月23日規則第9号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年8月25日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行し、平成11年7月1日から適用する。

附 則（平成12年12月26日規則第49号）

1 この規則は、平成13年1月1日から施行する。

2 改正前のひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成13年12月5日規則第32号）

- 1 この規則は、平成14年1月1日から施行する。
- 2 改正前のひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成15年3月20日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行し、平成14年7月1日から適用する。

附 則（平成15年7月22日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の蓮田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、平成15年3月1日から適用する。

附 則（平成18年3月28日規則第4号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年7月27日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月28日規則第20号）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正前の蓮田市ひとり親家庭等の支給に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成21年9月29日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年9月28日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年6月27日規則第12号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の蓮田市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則（以下「改正後規則」という。）の規定は、平成24年1月1日から適用する。ただし、別表第1の改正規定は平成24年7月1日から、様式第1号の改正規定は平成24年7月9日から施行する。
- 2 改正後規則別表第1の規定は、平成23年以後の年の所得の制限について適用し、平成22年以前の年の所得の制限については、なお従前の例による。

附 則（平成26年1月24日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年9月30日規則第27号）

- 1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第12条第2項第1号の改正規定及び様

式第4号の改正規定は、公布の日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現に交付されているひとり親家庭等医療費受給者証は、当該受給者証の有効期間が満了する日までの間は、改正後の蓮田市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則様式第4号による受給者証とみなす。

附 則（平成27年12月25日規則第44号）

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 改正前の蓮田市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成28年3月30日規則第28号）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行前にされた処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成29年12月28日規則第29号）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第12条第1項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）、別表第1の改正規定及び様式第1号の改正規定並びに次項の規定は、平成30年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第12条第1項、別表第1及び様式第1号の規定は、平成30年以後の年の所得の制限について適用し、平成29年以前の年の所得の制限については、なお従前の例による。

附 則（平成30年11月26日規則第17号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第11条の規定は、平成30年8月1日以降の申請に係る所得の額の計算について適用し、同日前の申請に係る所得の額の計算については、なお従前の例による。

附 則（令和2年6月29日規則第39号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年12月9日規則第34号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第4号の改正規定は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の蓮田市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則（次項において「改正後の規則」という。）第11条の規定は、令和2年以後の年の所得の額の計算について適用し、令和元年以前の年の所得の額の計算については、なお従前の例による。

（準備行為）

3 改正後の規則の規定によるひとり親家庭等医療費受給者証の交付に必要な準備行為は、施行日前においても改正後の規則の規定の例により行うことができる。

附 則（令和3年12月17日規則第36号抄）

（施行期日）

1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にある改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和4年9月27日規則第30号）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第4号の改正規定は、令和5年1月1日から施行する。

2 改正後の規則の規定による蓮田市ひとり親家庭等医療費受給者証の交付に必要な準備行為は、施行日前においても改正後の規則の規定の例により行うことができる。

別表第1（第9条関係）

次の表の左側に定める区分に応じて、右側に定める額とする。

扶養親族等又は児童 の数	金額
0人	1,920,000円
1人以上	1,920,000円に当該扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額 （所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。以下同じ。）又は老人扶養親族があるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき100,000円を、特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）をいう。以下同じ。）があるときは、当該特定扶養親族等1人につき150,000円を、その額に加

	算した額)
--	-------

別表第2 (第9条関係)

次の表の左側に定める区分に応じて、右側に定める額とする。

扶養親族等又は児童 の数	金額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人以上	2,740,000円に扶養親族等又は児童のうち1人を除いた扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額 (所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)60,000円を加算した額)

別表第3 (第9条関係)

次の表の左側に定める区分に応じて、右側に定める額とする。

扶養親族等の数	金額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人以上	2,740,000円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額 (所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)60,000円を加算した額)

(裏)

〔記入上の注意〕

- 1 ①の欄
 - (1) 「氏名・生年月日・住所」欄は、戸籍又は住民票に記載されているとおり記入してください。住所と住民登録地が違うときは、現住所を（ ）書きで記入してください。
 - (2) 「生活保護等、児童扶養手当」受給状況欄は該当するものを○で囲み、受給している場合には、受給開始年月日を記入してください。なお、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている方は、「生活保護等の受給状況」欄に記載してください。
- 2 ②の欄
ひとり親家庭等となった事由について、該当する記号を○で囲んでください。
- 3 ③の欄
申請者、児童及び申請者と生計を同じくする人全員について記入してください。
- 4 ④の欄
児童に障害があるときは、氏名と障害名を記入してください。
- 5 ⑤の欄
助成される医療費の振込先金融機関を記入してください。
- 6 ⑥の欄
「保険の種類」欄は、該当する番号を○で囲んでください。
「国保」は国民健康保険、「組合」は組合管掌健康保険、「協会」は全国健康保険協会管掌健康保険、「日雇」は日雇特例被保険者、「船員」は船員保険、「共済」は国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合及び私立学校教職員共済、「後期」は後期高齢者医療制度の略です。
- 7 ⑧の欄
事実上の婚姻関係にある配偶者も含まれます。
- 8 ⑨の欄
あなたと生計を同じくしている（あなたが養育者であるときは、あなたの生計を維持している）あなたの父母、祖父母、子、孫等直系血族と兄弟姉妹があるときに記入してください。
- 9 ⑩の欄
地方税法に定める同一生計配偶者、扶養親族の合計数を記入してください。
なお、地方税法に定める老人扶養親族、特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の同法に定める控除扶養親族があるときは、その数を（ ）内に再掲してください。
- 10 ⑪の欄
当該児童がいる場合は、児童名、児童の生年月日、続柄、住所及び同居、別居の別を提出してください。児童とは、地方税法に定める扶養親族以外の18歳に達した日の属する年度の末日までの児童（障害者の場合は20歳未満の者）をいいます。
- 11 この申請書に下記の書類を添えてください。
 - (1) あなたと児童の健康保険証
 - (2) あなたと児童の戸籍の謄本又は抄本（あなたが養育者であるときは、児童の父母の戸籍又は除籍謄本又は抄本）
 - (3) 世帯全員の住民票の写し（続柄表示のあるもの）
 - (4) 本年1月2日以後現住所に転入された方は、前の住所地の市町村長の所得証明書
 - (5) ひとり親家庭等認定調書
 - (6) ④に記入の場合は、障害の程度を確認できる書類
 - (7) 養育費申告書
 - (8) 児童扶養手当を受けている方は、児童扶養手当証書（児童扶養手当証書を提示できる方は、上記(2)から(7)までの書類は必要ありません。）※この申請書を現況届とする場合は、上記(3)から(5)までと(7)の書類を添えてください。
 - (9) 個人番号が記載されている公的書類
- 12 税の申告を行っていない場合は、この事業の支給を受けられません（被扶養者となっていた場合は除きます。）。
- 13 申請について、不明な点は担当の職員におたずねください。

様式第2号 (第13条関係)
その1

⑧ ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄「ア 離婚」に該当する場合)

1 婚姻を解消した場合

婚姻を解消した 児童の父又は 母の氏名	
婚姻を解消した 年 月 日	年 月 日
その他参考事項	

2 事実上の婚姻を解消した場合

婚姻を解消した 児童の父又は 母の氏名	
事実婚開始年月日	年 月 日
婚姻関係に あった時の住所	
事実婚解消年月日	年 月 日
解 消 理 由	
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日
蓮田市長 宛て

住所

氏名

その2

㊦ ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄「イ 死亡」に該当する場合)

死亡した児童 の父又は母の氏名	
死亡年月日	年 月 日
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日
蓮田市長 宛て

住所

氏名

㊦ ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄「ウ 障害」に該当する場合)

障害の状態にある 児童の父又は母の氏名					
障 害 名					
確 認 方 法	確 認 書 類	1 身障手帳	2 療育手帳	3 診断書	4 その他
	手帳等の番号				
	等 級				
	発 行 者				
その他参考事項					

上記の障害確認が診断書による場合

就 労 状 況	1 就労している 2 就労していない (理 由) 3 現在休職中 (休暇期間)
日 常 生 活 状 況	1 介護状況 (常時監護が必要・その他) 2 身辺処理状況 (手助けが必要・その他)
通 院 等 の 状 況	通 院 月平均 回 過去1年間の入院歴 回延べ 日間

上記のとおり相違ありません。

年 月 日
運田市長 宛て

住所

氏名

その4

㊦ ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄「エ 生死不明」に該当する場合)

生死が明らかでない 児童の父又は母の氏名	
生死が明らかでない期間	年 月 日から現在まで
生死が明らかでない状況	
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日
蓮田市長 宛て

住所

氏名

その5

⑧ ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄「オ 遺棄」に該当する場合)

遺棄している父又は母の氏名	
遺棄の期間	年 月 日から引き続き現在まで
遺棄している父又は母と児童の関係	1 実父(母) 2 義父(母) 3 認知した父
遺棄の区分	1 父親が家出 2 母親が家出
遺棄している児童の父又は母の行方	1 不明 2 判明 住所 電話
子どもの安否を気遣う電話、手紙等の連絡	1 無 2 有(頻度)
仕 送 り	1 無 2 有 (1) 定期的に有り(月 円) (2) 時々有り (1回 円) (3) 年 月まで有りその後無し
警察、親類等への捜索依頼	1 無 2 有(年 月 警察署届出)
離婚の意思	1 無 2 有 3 現在はないが将来は考えたい
離婚後の児童の養育	1 母親 2 父親 3 その他()
遺棄している児童の父又は母の酒乱又は暴力行為	1 無 2 有
遺棄している児童の父又は母の異性関係	1 無 2 有
遺棄している児童の父又は母の犯罪行為	1 無 2 有
遺棄している児童の父又は母のサラ金業者からの借金	1 無 2 有
遺棄している児童の父又は母の住民登録	1 無 2 有(抹消予定 年 月 日)
生計維持方法	
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日
蓮田市長 宛て

住所

氏名

② ひとり親家庭等認定調書

(申請書②の欄「カ 保護命令」に該当する場合)

保護命令の申立てをした父又は母の氏名	
保護命令を受けた者(相手)と児童の関係	1 父(母) 2 父(母)の配偶者
保護命令申立ての内容	1 退去命令 2 接近禁止命令 3 子への接近禁止命令 4 親族等への接近禁止命令 5 電話等禁止命令
保護命令決定日	年 月 日
保護命令確定日	年 月 日
保護命令の有効期間	年 月 日
離婚の意思	1 無 2 有 3 現在はないが将来は考えたい
添付書類	1 保護命令決定書の謄本及び確定証明書 2 児童扶養手当請求用確定証明書

上記のとおり相違ありません。

年 月 日
蓮田市長 宛て

住所

氏名

その7

⑧ ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄「キ 拘禁」に該当する場合)

拘禁されている児童の父又は母の氏名	
拘禁期間	年 月 日から 年 月 日までの予定
添付書類	別添 拘禁証明書
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日
蓮田市長 宛て

住所

氏名

その9

㊦ ひとり親家庭等認定調書

(申請書②の欄「ケ 父母死亡」及び「コ その他」に該当する場合)

児童の父の状況	1 死亡 (年 月 日死亡) 2 その他
児童の母の状況	1 死亡 (年 月 日死亡) 2 その他
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日
蓮田市長 宛て

住所

氏名

養育費申告書

※ 受付年月日 年 月 日

	受取人	養育費の額	誰からのものか	備考
1月	母（父）・児童	円		
2月	母（父）・児童	円		
3月	母（父）・児童	円		
4月	母（父）・児童	円		
5月	母（父）・児童	円		
6月	母（父）・児童	円		
7月	母（父）・児童	円		
8月	母（父）・児童	円		
9月	母（父）・児童	円		
10月	母（父）・児童	円		
11月	母（父）・児童	円		
12月	母（父）・児童	円		
合	母（父）	円		
計	児童	円		

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏名

- (注) 1 前夫（妻）（ひとり親家庭等医療費の助成対象となっている児童の父（母））から前年（ただし、1月から6月までの間に申請する人の場合は前々年。現況届を提出する人の場合は対象となる年の前々年）に、受給者又は児童が受け取った金品その他の経済的利益（以下「養育費」といいます。）がある場合には、その額を記入してください。
- 2 養育費が無い場合は「養育費の額」の欄に必ず「0」を記入してください。
- 3 養育費は、ひとり親家庭等医療費助成制度における所得となりますので、正確に申告してください。
- 4 上記の※の欄は、担当者が記入しますので、記入しないでください。

様式第4号（第13条関係）
（表）

(親) 蓮田市ひとり親家庭等医療費受給者証		県内現物
公費負担者番号		
受給者番号		
受給者	住所	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
一部負担金		
食事療養費		
有効期間		
現物給付対象医療機関		
現物給付限度額		
年 月 日 交付 蓮 田 市 長		
		印

（裏）

注 意 事 項

- 1 この証は、蓮田市ひとり親家庭等医療費助成条例により、保険給付等の一部負担金について助成を受けることができる証ですので、大切に保管してください。
- 2 この制度を利用し診療を受けるときは、必ずこの証と被保険者証等を一緒に医療機関等の窓口に表示してください。
- 3 この証では現物給付対象医療機関以外での受診や柔道整復等の療養費は現物給付の対象となりません。現物給付対象外の医療機関等で受診した場合、医療保険制度の自己負担額を窓口で支払い、診療等の翌月以降に助成申請書に領収書を添付して市の窓口提出してください。
- 4 市から転出後は、この証は県内・県外を問わず使用できません。無効となった受給者証を使用した場合、助成した医療費の返還を求めますのでご注意ください。
- 5 学校（幼稚園・保育園）管理下におけるけが等で日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象となる場合や他の公費負担医療制度から助成される医療費については、この制度では助成できません。この場合は、受診の際この証を医療機関等に提示しないでください。
- 6 次の場合は、必ず市に届出をしてください。
 - (1) 転出や婚姻などで資格が喪失したとき。
 - (2) 住所、氏名、加入保険、振込金融機関等に変更があったとき。
 - (3) 生活保護又はそれに準ずる制度の適用を受けることになったとき。
 - (4) その他資格登録内容に変更が生じたとき。
- 7 受給資格を喪失したときは、速やかにこの証を市に返却してください。
- 8 救急の場合を除き、平日の診療時間内に受診するなど、医療機関への適正受診にご理解とご協力をお願いします。
- 9 この制度は県と市の自主財源で実施しています。医療費の増加を抑制するためにジェネリック医薬品の使用にご理解とご協力をお願いします。

【問合せ先】

第 年 月 日 号

様

蓮田市長

印

年 月 日付けで申請のあったひとり親家庭等医療費受給者証交付申請については、審査の結果、次の理由で対象者と認められないので通知します。

1 氏名

2 理由

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、蓮田市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、蓮田市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において蓮田市を代表する者は、蓮田市長です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ひとり親家庭等医療費助成停止通知書

第 年 月 日
号

様

蓮田市長

印

下記のとおり、ひとり親家庭等医療費の助成については、審査の結果、下記の方の所得の額が限度額を超えているため停止したので通知します。

記

（対象年度）

（受給者氏名）

（対象者氏名）

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、蓮田市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、蓮田市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において蓮田市を代表する者は、蓮田市長です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ひとり親家庭等医療費受給者証再交付申請書

年 月 日

運田市長 宛て

住 所
氏 名

下記のとおりひとり親家庭等医療費受給者証の再交付を申請します。

記

受給者証記号番号	
受給者証交付年月日	年 月 日
再交付申請理由	1 紛失した 2 破いた 3 汚した 4 その他 (理由を具体的に書いてください。)

(注) 破いた又は汚した場合は、当該受給者証を添えて提出してください。

様式第8号 (第17条関係)

㊦ ひとり親家庭等医療費助成申請書

年 月 日

蓮田市長 宛て

住所
氏名
電話

下記のとおり医療費を申請します。

受給者	受給者証 記号番号		加入 医療 保険	世帯主・被保険 者・組合員・加入 者の氏名	
	フリガナ			市町村民税の状況	課税 ・ 非課税
	氏名			記号番号	
	生年月日	年 月 日		保険者名	全国健保協会・健保組合 国保・国保組合 共済組合・後期 支部

- (注) 1 上部申請書は、申請者が記入してください。
 2 この用紙は、1か月ごと、医療機関ごとに1枚記入してください。
 3 この用紙は、診療月の翌月以降に提出してください。
 4 学校内でのケガ等で、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の対象となる医療費は助成の対象外です。

	入院	日	外来	日
領 収 書				
¥ _____				
ただし、_____年_____月分保険診療一部負担金（他法本人負担金 _____円含む。） 一入院時食事療養標準負担額は含まない。一				
保 険 診 療 総 点 数	点	他 法 負 担 分 点 数	点	
年 月 日 様				
医療機関等				印
所在地 名称 氏名 電話番号				

- (注) 1 上部領収書欄は、医療機関等で記入してください。
 2 他法負担分点数は、公費負担で支払われる額を点数で記入してください。

様式第8号の2 (第17条関係)

ひとり親家庭等医療費請求書 (年 月分)

年 月 日

蓮田市長 様

保険医療機関等

所在地
名称
代表者名
電話番号

印

蓮田市ひとり親家庭等医療費助成条例第7条第2項の規定により、対象となる受給者の保険診療分の一部負担金を請求します。

	①受給者証番号	②対象となる受給者	③診療日数	④保険診療総点数(点)	⑤他法点数(点)	⑥保険診療一部負担金(円)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
	⑦ 小 計		件			円
	⑧ 合 計		件			円

様式第11号 (第19条関係)

(表)

ひとり親家庭等医療費受給者資格変更(消滅)届

蓮田市長 宛て 下記のとおり届け出ます。

申請年月日	年	月	日		
受給者証記号番号		受給者氏名		生年月日	
		個人番号		.	
住所	蓮田市			電話	

1 住所変更/扶養義務者の変更

新住所	蓮田市			電話	
転居日(事由発生日)	.	.	個人番号	氏名	生年月日
同居人の有無	有	無			.
家族構成の変更	無・有	増・減			

2 氏名変更(変更年月日 年 月 日) ※1 戸籍謄本を添付してください(児童扶養手当受給者以外)。

変更前			変更後		

3 振込先金融機関の変更(変更年月日 年 月 日)

金融機関名	銀行・農協・信金・信組			支店名	
店番号		預金種別	普通	口座番号	
名義(カタカナ)					

4 加入医療保険の変更(変更年月日 年 月 日)

※以前の保険喪失日から新しい保険資格取得日まで無保険期間はありますか。 無・有					
※他の保険証に加入している対象者はいますか。 いない・いる(受給証記号番号)→変更事項 無・有					
記号	番号	被保険者・世帯主等氏名		申請者との続柄	
保険者番号		保険者称	全国健康保険協会	健康保険組合・共済組合	
			電話	国民健康保険	
				国民健康保険組合	
				後期高齢者医療広域連合	
対象者(対象者全員を記入)	氏名	生年月日	続柄	保険資格取得日	
		.		.	
		.		.	
		.		.	

(裏)

5 受給者構成の変更(変更年月日 年 月 日)

(世帯員増)

記号		番号		被保険者・世帯主等氏名			申請者との続柄	
保険者番号	●	●	●	保険者名称	全国健康保険協会 電話	支部	健康保険組合・共済組合 国民健康保険 国民健康保険組合 後期高齢者医療広域連合	
	●	●	●					●
増員対象児童	氏名	生年月日 個人番号		続柄	監護の日	事由	障害	保険取得日
			有・無	. .
			有・無	. .
			有・無	. .

(世帯員減)

減員対象児童	氏名	生年月日	事由発生日	事由
		
		
		

6 消滅の場合(消滅年月日 年 月 日)

消滅理由	1	他市区町村に転出(転出先住所	電話)
	2	生活保護等受給		
	3	死亡		
	4	ひとり親家庭等でなくなった(具体的理由)
	5	その他		

ひとり親家庭等医療費受給資格消滅通知書

第 年 月 日
号 日

様

蓮田市長

印

次のとおり、ひとり親家庭等医療費受給資格が消滅したので通知します。

1 消滅者氏名

2 消滅した年月日 年 月 日

3 消滅した理由

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、蓮田市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、蓮田市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において蓮田市を代表する者は、蓮田市長です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。